

農業改革には慎重な議論を求める意見書

国では「攻めの農林水産業」を掲げ、平成25年12月には「農林水産業・地域の活力プラン」を策定し、さらなる農業改革の取組として、平成26年5月22日の政府の規制改革会議において、①農業協同組合の見直し、②農業委員会の見直し、③農業生産法人の見直しについて提言されました。

農業改革に当たっては、これまでの農業協同組合等の関係団体・機関が担ってきた地域農業・農村の振興や農村地域の生活基盤を支える機能など、農業・農村全体の底上げに果たしてきた重要な役割を踏まえ、今後とも農業施策の円滑な実施と農村地域の経済の維持・発展に貢献する内容でなければなりません。

つきましては、政府は次のことに留意されるよう要請します。

1. 農業改革に当たっては、農業協同組合、農業委員会等の関係団体が果たす役割を踏まえつつ、生産現場に混乱を来さないよう、また中山間地域の実情などにも十分配慮すること。
2. 強制的な組織変更するのではなく、農業者、農業団体、地域住民など関係者の意見を広く聞き、慎重に議論を尽くしたうえで、今後とも地域の農業・農村振興や食料供給等を通して国民生活に十分な機能を果たす見直しとすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成26年6月19日

宮城県美里町議会 議長 吉田 眞悦

農林水産大臣	林	芳正	殿
内閣府特命担当大臣	稲田	朋美	殿
内閣官房長官	菅	義偉	殿